

参考資料 2

被災ペット対策関係資料

政府における東日本大震災関係の対策本部等の概略図

(平成23年5月9日現在)

緊急災害対策本部 (法律・閣議決定)

本部長：総理
副本部長：防災、官房長官、総務、防衛
本部長：全大臣、東防災副、平野府副、近藤副
危機管理監
危機管理監

内閣府 原出政策統括官(防災) 他388名

総理官邸
緊急参事チーム

現地对策本部
本部長：内閣府副 (宮城県庁内)

政府現地連絡対策室 (福島・岩手県庁内)

原子力災害対策本部 (法律・閣議決定)

本部長：総理
副本部長：経産
本部長：全大臣、松下経産副
危機管理監

内閣府 寺坂事務局長 他169名

現地对策本部
本部長：経産副 (福島県庁内)

政府・東京電力統合対策室
(外国支援対応を含む)
連絡担当責任者：経産 (東電内)
連絡担当者：細野補佐官

復興を推進するための組織 (復興基本法第3条)

東日本大震災復興構想会議
議長：五百旗頭氏
副議長：安藤氏、御厨氏
特別顧問：榊原氏

(復興推進組織が担う)

検討部会
部会長：萩尾氏

内閣官房 被災地復興に関する法案等準備室
佐々木室長 他28名

※復興基本法が成立した後は、復興推進組織と統合を予定。

【その他の検討会合等】

経済情勢に関する検討会合
総理、官房長官、経財、総務、経産、金融、戦略、財務副、経産副、仙谷副、福山副、(日銀総裁)

内閣府 梅澤政策統括官(経財運営)他

電力需給に関する検討会合
官房長官、経産、防電啓発等担当

内閣官房 佐々木副長官補 他

幹事会(各府省)

(犯罪対策関係会議の下)
被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム(各府省)

【各党との会議】

各党・政府 震災対策合同会議
防災、戦略、藤井補佐官、細野補佐官

実務者会合

政府・民主党 連絡会議

被災者生活支援チーム (トツが大臣)

チーム長：防災
"代理：総務、仙谷副
事務局長：平野府副

内閣府 原田次長 他75名 (全員が、緊急本部と兼務)

各府省連絡会議

必要に応じて、関係府庁による課題ごとの検討会合

内閣官房 震災対策チーム連携室
柳沢室長 他17名
辻元補佐官

連携チーム(各府省)

原子力被災者生活支援チーム

チーム長：経産
"代理：福山副、平野府副
事務局長：松下経産副

内閣府 菅原事務局長補佐 他151名 (一部が、原対本部と兼務)

関係府庁連絡会 等

原発事故経済被害対応チーム

チーム長：原子力経済被害担当副
"チーム長：官房長官、財務、文科
事務局長：納本文科副
"代理：福山副、細野補佐官

必要に応じて関係級の検討会合

内閣官房 北川室長 他48名

被災者生活支援チーム → 被災者生活支援特別対策本部
→ 原子力発電所事故による経済被害対応本部
→ 福島原子力発電所事故対策統合本部
→ 電力需給緊急対策本部

被災者生活支援チーム → 原発事故経済被害対応チーム
→ 政府・東京電力統合対策室
→ 電力需給に関する検討会合
(※夏期電力需給対策策定後に改組)

(注)

指 示

平成23年3月12日 18時25分

福島県知事 殿
大熊町長 殿
双葉町長 殿
富岡町長 殿
浪江町長 殿

内閣総理大臣

東京電力（株）福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

東京電力（株）福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の住民は、避難すること。

今後、現地対策本部長から新たな指示が出された場合にはその指示に従うこと。
区域内の居住者等に対して、その旨周知されたい。

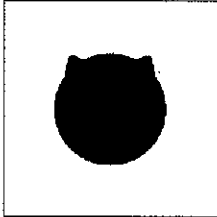
公 示

平成23年3月12日18時25分

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径20km圏内の海域
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態該当事象発生日時 平成23年3月12日 16時48分
	発生場所 東京電力(株)福島第一原子力発電所
	放射線等の状況 排気筒モニタの値：不明 発電所敷地周辺のモニタリングポストの値：不明
	被害状況： 数名の負傷者がいる模様であるが詳細は調査中。
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	その他の特記事項 ・敷地境界において500 μ Sv/hを超える放射線量を計測。
	東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の住民は、避難してください。 今後、現地対策本部長から新たな指示が出された場合にはその指示に従ってください。

携帯版へ

東日本大震災 緊急災害時 救援本部



どうぶつ 救援本部

お知らせ
緊急災害時動物救援本部 経過報告
被災地の動物救援本部連絡先一覧

■支援いただける方向け
動物ボランティア募集
義援金募集
支援物資募集
支援にご協力いただける企業様へ

■被災者の方向け
動物可の避難所のご案内
動物可物件のご案内
動物の一時預けご希望の方へ
診療可能な動物病院
・アニコム様HPへ
・日本獣医師会HPへ
開店しているペットショップ
被災地の状況提供のお願い
避難所での動物との過ごし方

ペットを探しています

リンク
関係者向け(要ログイン)
English

トップページへ
個人情報の取扱いについて



PICK UP

活動報告

被災地の動物救援本部連絡先

被災地の動物に関する情報募集

ボランティア活動をしている皆様へ

ポスター

facebook

緊急災害時動物救援本部
公式ページ

更新情報

5/16「お知らせ」更新
5/16「行方不明になったペットを探しています」更新
5/16「緊急災害時動物救援本部 活動経過 5月」更新

「警戒区域内に取り残されたペット 環境省が現地調査へ」(4/27)
「警戒区域設定で環境省、ペット連れ出しを検討」(4/21)
「被災ペットの保護を支援 環境省、施設整備に補助」(3/31)
↳ msn 産経ニュースにリンクします。

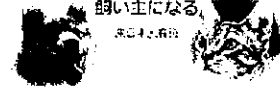
⇒ その他の更新一覧

Support Japan
MSN ペットサーチ

被災したペットを探す

飼い主になる

3.04.2011



緊急災害時動物救援本部

- 財団法人日本動物愛護協会
- 公益社団法人日本動物福祉協会
- 公益社団法人日本愛玩動物協会
- 社団法人日本獣医師会

事務局:財団法人日本動物愛護協会
〒107-0062 東京都港区南青山7-8-1南青山ファーストビル6階
TEL:03-3409-1822 FAX:03-3409-1868

緊急災害時動物救援本部の主な活動内容

- 被災動物の救護等のための人材派遣・物資提供・資金供与
被災地に設置された各県の「動物救援本部」やその他団体などへ、支援物資の輸送や活動資金の供与を行っています。また、必要に応じてボランティアなどの派遣を行います。
それぞれの動物救援本部においては、被災動物の医療・フード・ペット用品の提供、動物の一時預かり、放浪動物の保護などを行っています。
また、動物保護シェルターの設置を予定している動物救援本部もあります。
・岩手県緊急災害時被災動物救援本部(事務局・岩手県獣医師会)
・宮城県緊急災害時被災動物救援本部(事務局・宮城県獣医師会)
・仙台市被災動物救護対策臨時本部(事務局・仙台市獣医師会)
・福島県動物救護本部(事務局・福島県保健福祉部食品生活衛生課)
→各地の動物救援本部連絡先一覧
- 救護活動を円滑に実施するため、政府・都道府県等の関係行政機関との連携
動物救護に必要な事項を政府や都道府県等に要請するなど、救護活動が円滑に実施されるように行政との連携をとっています。
- 緊急災害発生時の効率的な救護活動のための予防措置
災害が発生したとき、効率的に動物救護活動を行えるよう、防災マニュアルの作成などを行っています。

©緊急災害時動物救援本部
画像・情報などの無断転載、使用はご遠慮ください

緊急災害時動物救援本部 事務局:財団法人日本動物愛護協会
〒107-0062 東京都港区南青山7-8-1 南青山ファーストビル6階 TEL:03-3409-1822 FAX:03-3409-1868

制作・管理 公益社団法人日本愛玩動物協会

平成 23 年 3 月 14 日

別紙団体の長 宛

環境省大臣政務官

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震により生じた
被災家庭動物の保護への御協力について

この度の地震により、多数の方々が被災されたことに関し、心から痛ましく思いますとともに、一日も早い復興をお祈りいたしております。

さて、被災地では、多くの方が避難を強いられておりますが、被災地に多くの家庭動物が残されていることが想定され、被災された住民の皆様の心の支えとなりうる家庭動物の保護・収容及び適正な飼養への支援は急務となっております。

しかしながら、未曾有の規模で起きたこの度の地震による被害は甚大であり、また、避難施設における動物の保護、適正な飼養の体制整備及び従事する人員、物資の確保も困難となっております。

そこで、財団法人日本動物愛護協会を事務局とする関係 4 団体から構成される緊急災害時動物救援本部が、発生直後に活動を開始しました。

つきましては、貴会におかれましても、事情を御高察の上、緊急災害時動物救援本部と連携の上、可能な限り被災地における家庭動物の保護・収容及び適正な飼養への支援について御協力をお願い申し上げます。

一日も早い被災地の復興に御支援いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

関係団体への協力要請文書等の発出先

	発出先 団体名	役職	氏名
1	(財)日本動物愛護協会	理事長	中川 志郎
2	(社)日本動物福祉協会	理事長	山下 眞一郎
3	(公社) 日本愛玩動物協会	会長	小川 益男
4	(社)日本獣医師会	会長	山根 義久
5	(社)日本動物園水族館協会	会長	山本 茂行
6	(社)ジャパンケネルクラブ	理事長	永村 武美
7	中央ケネル事業協同組合連合会	代表理事	福森 美由紀
8	(社)全国ペット協会	会長	米山 由男
9	全日本動物輸入業者協議会	会長	有竹 隆
10	日本鳥獣商組合連合会	理事長	河野 朝城
11	優良家庭犬普及協会	会長	森山 眞弓
12	(公社) 日本動物病院福祉協会	会長	石田 卓夫
13	(公財) どうぶつ基金	理事長	佐上 邦久
14	(社)ペットフード協会	会長	越村 義雄
15	(社)日本ペット用品工業会	会長	林 明雄

グッドプラクティス集

— 参考優良事例の紹介 —

Ver.1

(被災ペット関連)

平成23年4月12日
自然環境局動物愛護管理室

① 多様な関係者の連携による動物救護の取り組み (仙台市の例)

仙台市では仙台市被災動物救護対策臨時本部を立ち上げ多様な関係者が連携し、被災ペットの救護活動を行っている。

仙台市動物管理センター

飼い主のなくなった犬猫を保護し、元の飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡。

仙台市獣医師会

動物病院において飼い主が被災したために飼えなくなった動物の一時預かり。

NPO法人(2団体)

各避難所を回ってニーズや課題などの情報収集と物資運搬。

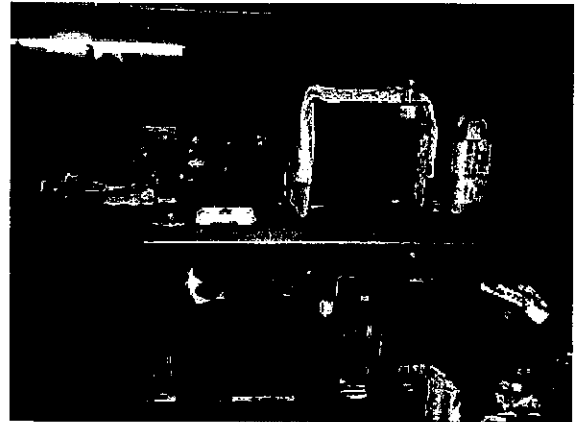
その他(事業者等)

市内のペットショップがペットフード等の物資の集積拠点としてスペースを提供。

② 避難所における取り組み

同行避難したペットがトラブルにならないよう配慮

- ・ペットと同伴している被災者との生活空間の分離
(ペット同行避難者専用の居住スペース(区画分け、
空き教室、別棟)の提供)
- ・獣医師による巡回、健康
相談
- ・ペットアレルギーの方へ、
ポスター等による周知



③ 仮設住宅での動物飼育支援 (岩手県の例)

＜陸前高田市及び釜石市＞

仮設住宅でのペット連れ入居を容認

＜岩手県＞

ケージ等の物資や
アドバイス等の支援



(参考)平成16年 中越地震での事例

- ペットの飼育世帯を1区画にまとめる。
- 別棟に動物用プレハブ施設を設置し、住民共同での飼育管理
- 自治体は、ペットの健康相談、伝染病予防接種、ケージなどのペット用品の貸出
- 動物飼育ルールづくり



④ 被災ペットへの給餌活動

(参考)平成16年 中越地震での事例

- 全村避難した山古志村へ取り残された動物へのペットフードの給餌
- 飼育世帯地図を作成の上、県職員による給餌を実施

動物収容・譲渡対策施設整備費補助

50百万円（100百万円）

自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 事業の概要

都道府県、政令市等が所有者から引取り依頼等された犬及び猫については、各自治体の動物愛護センター等の収容施設に収容され、譲渡される機会を待っており、動物愛護の観点から収容施設の拡充・改善が必要である。

また、犬及び猫の殺処分数を大幅に減少させるためには、収容前の普及活動を推進するとともに、収容された犬及び猫について、家庭動物としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要なことから、自治体における動物の収容・譲渡のための施設整備に対する支援(補助)を行う。

2. 事業計画

内容等	H21	H22	H23	~H29	備考
動物収容・譲渡施設の整備補助					動物愛護基本指針の目標期間内で、全国でモデル的に補助する。

3. 施策の効果

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく「動物愛護基本指針」（平成18年10月31日環境省告示第140号）では、犬猫の殺処分数の減少を目標に掲げており、その達成に寄与する。

4. 備考

(事業費内訳)

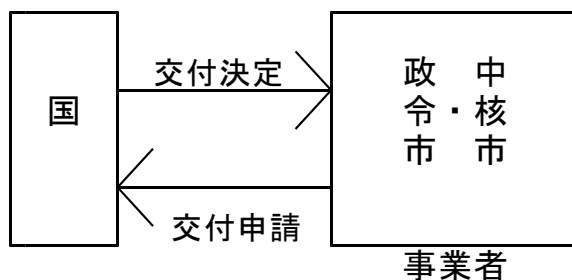
動物収容・譲渡施設の新・改築

50百万円

(補助率 1/2)

- ① 保管施設の新築・改築・改修
- ② 譲渡のための専用スペースの設置（改修を含む）

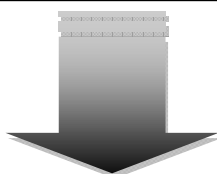
(補助金の流れ)



動物収容・譲渡対策施設整備費補助

(背景)

- 近年、国民の家庭動物等飼養に対する関心が高まっている。
- 動物愛護管理法に基づく「基本指針」では、平成29年度までに、犬及びねこの殺処分数の半減を目標に掲げている。
- 平成29年度までに、犬及びねこの引取り数及び殺処分数を大幅に減少させるためには、家庭動物等としての適性を評価して譲渡に結びつけることが重要である。
- 現在ある自治体の収容施設のうち、多くが老朽施設であり、保管場所についても狭隘な場合が多い。



動物収容・譲渡施設の新・改築

◆ 保管施設の新築・改築・改修

（動物保護の観点から十分な保管スペース、電気・給排水設備、冷暖房設備等）



◆ 譲渡のための専用スペースの設置（改修を含む）

（譲渡希望者等とのふれあいの場、適正譲渡講習会等実施会場）



指 示

平成23年4月21日11時00分

福島県知事 殿
富岡町長 殿
双葉町長 殿
大熊町長 殿
浪江町長 殿
川内村長 殿
楡葉町長 殿
南相馬市長 殿
田村市長 殿
葛尾村長 殿

平成23年（2011年）福島第一及び第二
原子力発電所に係る原子力災害対策本部長
内閣総理大臣

東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

別添「警戒区域の設定について」（平成23年4月21日原子力災害対策本部）に基づき、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること。

各々の市町村域のうち、対象区域内の居住者等に対して、その旨周知されたい。

<参考>

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

※原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項による
読替後

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 （略）

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 （略）

二 第六十三号第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による市町村長（第七十三条第一項の規定による市町村長の事務を代行する都道府県知事を含む。）の、第六十三条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の又は同条第三項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する第六十三条第一項の規定による原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者

別添

警戒区域の設定について

平成23年4月21日

原子力災害対策本部

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項により読み替えられる災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき、市町村長が警戒区域を設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限するに当たっては、以下の考え方によることとする。

1 警戒区域の設定の考え方

(1) 警戒区域

①方針

- ・避難のための立退きを指示された区域内の現状として、同区域内に残留したり、立ち入ったりする居住者等が確認されている。これらの者の安全を確保することが困難であるほか、同区域外への影響も懸念されることから、新たに同区域を警戒区域として設定し、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止することとする。

②設定の考え

- ・原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、原子力災害対策本部長から関係地方公共団体の長に対する指示により、当該関係地方公共団体の長が、同法第28条第2項で読み替えられる災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域を設定することとする。
- ・警戒区域は、立入りの制限として設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限することとし、一時立入りの許可基準は、原子力災害対策本部長が別に示すこととする。
- ・警戒区域の設定に当たっては、立入りができないよう物理的な

措置を原則として講ずることとする。

(2) 設定年月日

4月22日午前0時

(3) 設定範囲

原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、原子力災害対策本部長が居住者等の避難のための立退きを関係地方公共団体へ指示している地域（福島第一原子力発電所から半径20km圏内、海域も含む。）を設定範囲とする。

2 警察等との連携

警戒区域の設定は、道路における物理的な立入制限の措置に加え、警察等による検問により担保される必要がある。そのため、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示に際しては、警察等との綿密な調整を行うこととする。

(参考)

〈警戒区域の設定の法的効果〉


- ・警戒区域への立入制限に違反する場合には、10万円以下の罰金又は拘留（原子力災害対策特別措置法第28条第1項により読み替えられる災害対策基本法第116条）。

公 示

平成23年4月21日11時00分

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径30キロメートル圏内の区域
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態発生日時 平成23年3月12日 16時48分
	発生場所 東京電力株式会社福島第一原子力発電所
	放射能等の状況 排気筒モニタの値 : 不明 発電所敷地周辺のモニタリングポストの値 : 不明
	被害状況 :
	その他特記事項
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	<p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の住民は、退避すること。</p> <p>半径20km以上30km圏内の住民は外出せず、自宅など屋内に退避すること。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内を原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定され、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられること。</p>

東日本大震災 緊急災害時 救援本部

<p>お知らせ 緊急災害時動物救援本部 経過報告 被災地の動物救援本部連絡先一覧</p>	<p style="text-align: center;">義援金募集</p> <p>今般の東日本大震災における被災地救援活動の一環として動物を救済すべく、緊急災害時動物救援本部(平成8年の阪神大震災を契機に政府の仲介で設立)では、東日本大震災の被災動物への支援をしております。</p>
<p>■支援いただける方向け 動物ボランティア募集 義援金募集 支援物資募集 支援にご協力いただける企業様へ</p>	<p>●東日本大震災の被災動物への支援内容 ・救援物資の搬送 ・資金援助 ・その他、現地の要望に応じて行います。</p>
<p>■被災者の方向け 動物可の避難所のご案内 動物可物件のご案内 動物の一時預けご希望の方へ 診療可能な動物病院 ・アニコム様HPへ ・日本獣医師会HPへ 開店しているペットショップ 被災地の状況提供のお願い 避難所での動物との過ごし方</p>	<p>●振込先口座 みずほ信託銀行 渋谷支店(店番号022) ※みずほ銀行ではございません。 普通預金 4335112 口座名 緊急災害時動物救援本部 (キンキウサイガイジドブツキウエンホンブ) 動物救援を行うため、皆様よりの義援金をお寄せいただきたく、ご協力くださいますようお願い申し上げます。</p>
<p>ペットを探しています</p>	<p style="text-align: center;">義援金配分申請の受付を開始しました(5月15日まで)</p>
<p>リンク 関係者向け(要ログイン) English</p>	<p style="text-align: center;">義援金配分申請の受付開始について</p> <p style="text-align: center;">義援金をお寄せいただき、ありがとうございます。</p>
<p>トップページへ 個人情報の取扱いについて</p>	<p>お預かりしております義援金の額は、</p> <p style="text-align: right;">346,496,440円</p> <p style="text-align: right;">です(平成23年5月10日現在)。</p>
	<p>これらの浄財は、主に以下の目的に使用しています(平成23年4月27日現在)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災地への物資輸送にかかる費用(約300万円) 4月27日現在で42箇所の拠点・避難所に対し、計82回、計150トンを超える物資を発送しています。 被災地避難所でのペット飼育スペース用のテントや備品の購入(約120万円) テントや照明など、飼育スペースに必要な物資を購入し、発送しています。 ブルーシート購入(約20万円) 寒さ対策、雨対策のため、大量のブルーシートを購入し避難所に発送しています。 保温用断熱材購入(約10万円) 寒さ対策のため、断熱材を購入し避難所に送付しています。 ペットだけでなく、建物内でも氷点下になる避難所の皆様にもご活用いただきました。 防護服購入(約40万円) 警戒区域内での被災動物保護活動を想定し、防護服を購入しました。 重篤な状態のペットの獣医療にかかる費用(約10万円) 避難先で病状が悪化したペットへの獣医療の提供と費用負担を行いました。 獣医療に関する支援は、引き続き検討中です。
	<ol style="list-style-type: none"> 被災動物の救援活動に関わる助成金 現在、4団体が申請中です。 その内3団体に対し、申請区分A(600万円、総額1,800万円)の交付が決定しました。 今後も、被災地および県外避難者の受け入れ地域からの交付申請が見込まれます。 また、被災地で予定されている被災動物保護シェルターの設置のための交付申請も見込まれています。 「福島県特別枠助成」 福島県原子力発電所事故に関わる動物救援のための「緊急資金援助(2,000万円)」が福島県動物救援本部に対して決定しました。 今後想定される費用 2000年に発生した「三宅島噴火災害」による動物救援センターでは、動物保護シェルター運営にかかった1年間の費用が、およそ2,500万円でした。 今回の震災による被害は広域に及ぶため、多数の被災動物の保護が必要になると考えられます。このことから、複数のシェルター設置が必要になると想定されますので、それに備えた費用の確保が必要になります。 <p>現状、ペットフードや医薬品、療法食などは企業様からのご寄付でまかなっておりますが、避難生活が長期化した場合、購入を検討せざるを得ない状況も想定されます。</p> <p>長期的なご支援を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">©緊急災害時動物救援本部</p>

住民の一時立入りの実施について

平成23年5月7日
原子力災害現地対策本部

警戒区域内への住民の一時立入り（以下「住民立入り」という。）については、被災住民の強い要望を踏まえ、原子力災害対策本部の方針に従い、安全確保に十分留意しながら、原子力災害現地対策本部として関係市町村、福島県及びその他関係機関と調整を行ってきたところ、概ね以下のような予定及び方法で実施する。

1. 住民立入りについては、対象市町村※それぞれの対象者数見込みや準備状況を勘案し、5月10日以降を目途に、川内村、葛尾村、及び田村市において順次実施。他の6市町については、5月13日に開設される予定の「福島県警戒区域一時立入り受付センター」において立入り希望者の募集を受け付け、5月下旬頃から順次実施。

なお、福島第一原子力発電所のプラント状況、気象条件等により、随時予定を変更することがあり得る。

※ 田村市、南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村

2. 住民立入りの実施方法については、「警戒区域への一時立入り許可基準（平成23年4月23日）」に基づくこととする。（別添資料参照）
3. 自家用車等の持出しについては、住民立入りの実施と並行して準備を行い、スクリーニング等の体制が整備でき次第、5月下旬頃から実施する予定。

【参考】福島県警戒区域一時立入り受付センター

住民の一時立入り希望の受付を行う。

○電話番号：0120-208-066（5月13日～）

○受付時間：午前8時～午後10時（土日祝日も受付）

(別添)

平成23年5月7日

一時立入りについて（参加を希望する住民の方々向け）

1. 一時立入りの概要

住民の一時立入り（住民立入り）は、警戒区域内への立入りに関する住民の方々の要望を踏まえ、関係市町村※、県及び国が協力しながら行うものです。その目的は、警戒区域内に居住していた住民の方々が自宅に戻り、当面の生活に必要な物品の持出し等を行うことにあります。

立入りに参加する住民の方々は、福島第一原子力発電所の20km圏外（警戒区域外）に設置した中継基地に集合し、必要な準備を整えた後、専用バスでそれぞれの居住地区へ向かいます。自宅で各自過ごした後、再び専用バスで中継基地に戻り、放射性物質による汚染がないことを確認し解散となります。

※ 田村市、南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村

2. 一時立入りの条件

警戒区域内への立入りは、福島第一原子力発電所における不測の事態等による危険性（リスク）を伴うものです。国、県、関係市町村等は、安全確保に最大限の努力を行いますが、一時立入りを行う住民の方々には、立入りに伴う危険性（リスク）を十分に認識し自己の責任の下で参加いただく必要があります。

また、立入り当日の天候や原子力発電所の状況等により、安全確保に支障が生じる可能性があるとは判断される場合には立入りを中止することがあります。

3. 一時立入りの参加者の準備

立入りの際は、私服の上から防護スーツ等を着用することになります。防護スーツを着た場合、天候によってはかなり暑くなることもあり、また中継基地での検査（スクリーニング）が終わるまで脱ぐことができませんので、動きやすく気温を考慮した服装（薄手の長袖）で参加して下さい。スカートは防護スーツを着るには適切ではありません。

また、立入り当日までの体調管理を十分行い、当日に体調が悪い場合は早めに係員等にお知らせください。

なお、あらかじめ持ち出す物品等を書き出したメモを持参すると、作業をよ

り円滑に進めることができます。

4. 一時立入りの実施方法

参加する住民の方々は、指定された場所からの送迎バス又は自家用車にて、一時立入りの出発点となる中継基地に集合します。中継基地では、警戒区域内に立ち入るために必要な装備類（防護スーツ、マスク、手袋、靴カバー、線量計、トランシーバー、持出し物品を入れるビニール袋など）を受け取り、使用方法の説明を聞き装備を身に付けます。靴カバーはビニール製で滑りやすいため、注意が必要です。

その後、地区ごとに専用バスで警戒区域内の住居近くまで移動し、そこから自宅へ徒歩で向かいます。なお当日は、専用バスで自宅に向かう際、所定の小袋を用意しますので、カメラや心臓病等の携行備薬など最小限のものはそこに入れて持ち込むことができます（ただし、戻った際の検査の結果次第でお預かりする場合があります）。

現地での滞在時間は約 2 時間です。自宅から出てバスの乗車場所に集合し、人数確認の上、中継基地に向け出発します。中継基地と住居との往復の時間は、中継基地で行う検査（スクリーニング）等を含め、4～5 時間程度を予定しています。

中継基地に到着したら、身体及び持ち出した物品の放射線量を計測します。汚染が確認された場合は、拭取り、洗浄等の汚染除去作業を行います。それでも汚染除去が十分にできなかった場合は、その物品を廃棄せざるを得ない場合があります。

その後、防護スーツ等を脱ぎ、必要に応じ着替え、送迎バス又は自家用車にて現在の居住地に向け出発します。

5. 一時立入りに関する注意事項

一時立入りに際しては、参加する方々の安全を確保するとともに、参加される多くの方々の立入りをスムーズに実施するため、以下の点に注意して下さい。

- 中継基地を出発した後は、原則として、中継基地に戻り検査が終了するまでトイレの使用及び食事はできません。また、行きの専用バスの中では水を飲めますが、戻りのバス内では汚染防止のため、原則として水は飲みません。
- 地震等により自宅に壊れた部分があるなどの場合は、入る際に安全に十分注意し、入ることが危険である場合は入らないで下さい。また、室内に割れ物

などが散乱していることも考えられますので、怪我をしないよう十分注意して下さい。

- 持出し品は、支給されるビニール袋(70cm×70cm 程度)一枚に入る量として下さい。
- ペット、家畜、食品等を持ち出すことはできません。
- 他の参加者の迷惑にならないよう、自宅から専用バス（警戒区域内の集合場所）に戻る際の時間は厳守して下さい。
- その他、一時立入りに際しては、引率者及び安全管理者など係員の指示に従って下さい。

6. 一時立入り希望者の募集

一時立入りを希望される方は5月13日に開設される「福島県警戒区域一時立入り受付センター」（一時立入り受付センター）に電話の上、登録手続きを行ってください。登録に際しては、氏名・生年月日・警戒区域内の住所・現住所・（緊急）連絡先等をお知らせ下さい。

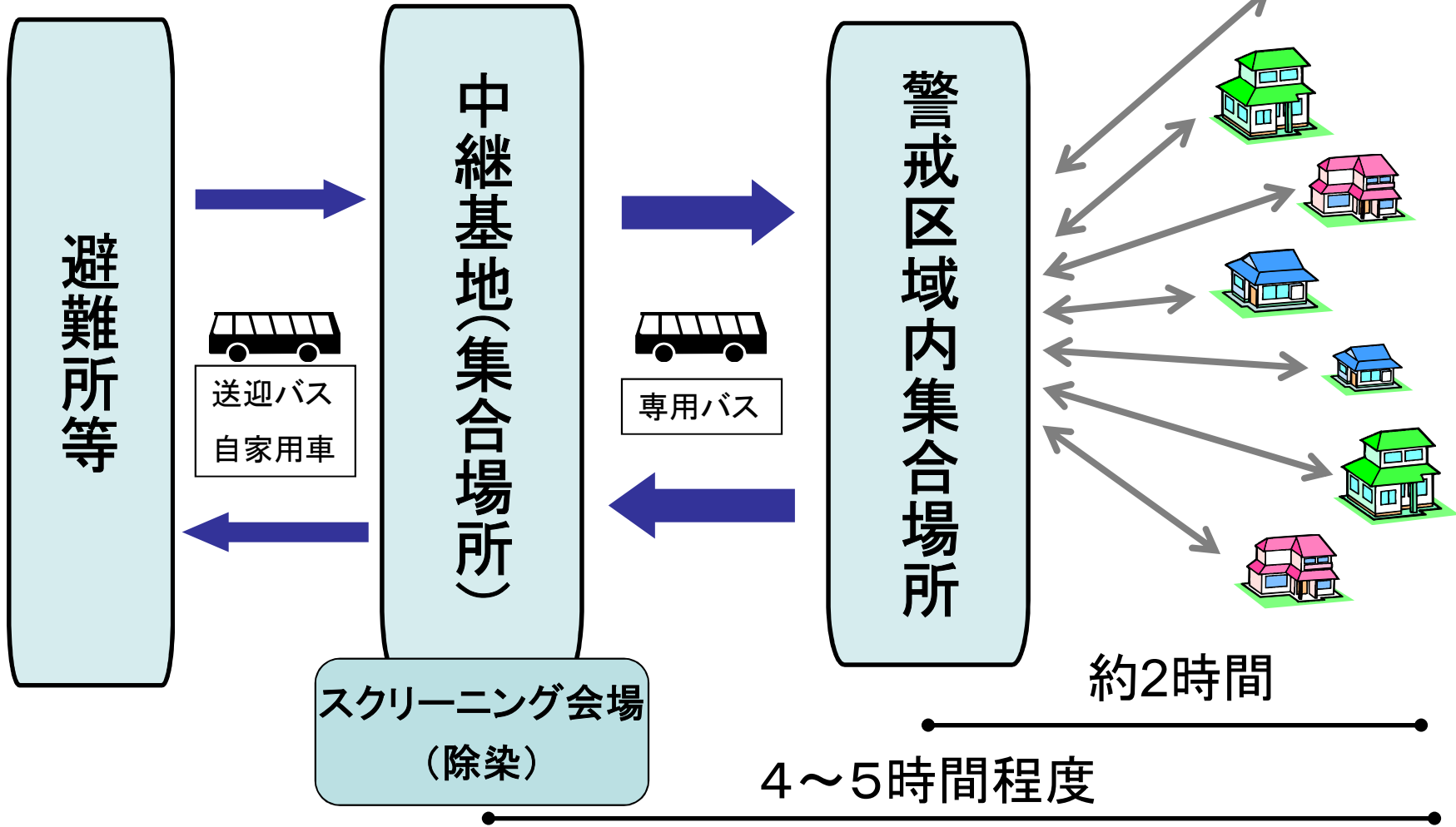
なお、一時立入り者は一世帯当たり原則一人ですが、安全上の理由等により特に市町村長が認めた場合は、二人まで参加できます。

一時立入り受付センター電話番号：0120-208-066（5月13日～）
受付時間：午前8時～午後10時（土日祝日も受付）

（注）上記のご案内の内容については、一時立入りの実施に伴う経験等を踏まえ、修正を行うことがあります。

一時立入り実施イメージ

添付



警戒区域内へ一時立入りをご希望される住民の皆様へ

住民の皆様の一時的立入りにあわせて、行政（環境省・福島県）による警戒区域内のペット（犬・猫）の保護・收容を行います。

5月10日から警戒区域への住民の皆様の一時的立入りが始まりましたが、この一時的立入りに伴い、行政（環境省・福島県）によるペットの保護、收容を行うこととしています。

つきましては、皆様方のペットの保護・收容がスムーズに行えるよう、「一時立入り受付センター」にご連絡した際には、飼育されているペットの情報もお知らせください。

一時立入り受付センター 0120-208-066

お知らせいただきたいペットの情報

- ・犬・猫の飼育している数
- ・避難したときの状態（室内にいる、屋外でつながれていた、屋外ではなされているなど）

！ 一時立入りされる方が直接ペットを持ち出すことはできませんが、皆様方のご協力をいただければ、行政側で保護した上で、お預かりすることを予定しています。

〇〇〇 一時立入りの際にご協力いただくこと 〇〇〇

- (1) 犬については首輪にリード（引き綱）又は鎖を付け、玄関先、又は庭先などの人目につきやすいところに繫（つな）いで、餌を与えておいてください。
- (2) 猫の場合はキャリーバッグ、又は金属製の檻に入れて、犬と同様に屋外の人目につきやすいところに置き、餌を与えておいてください。
- (3) 一時立入終了後、中継地点まで戻られましたら、犬・猫の保護状況について、その場で聞き取りを行いますので、ご協力を御願います。
- (4) これらの保護情報を基に、行政では、動物を保護して20km圏外の安全な場所でお預かりし、後日、皆様引き取ることができる時まで飼育・管理をいたします。

※つなぎとめに必要な首輪等の資材は、可能な限り飼い主様自身でご用意ください。ご用意することが難しい方には、当日、中継基地にて配布いたします。

※事情により、引き取ることができない場合には、行政側で保護・回収した上で、新しく飼ってくださる方を探して譲渡しますので、ご協力をお願いいたします。

☆ 次のことは必ず守ってください

- 今回対象となる動物は、犬と猫に限ります。
- 作業は立入りに認められた制限時間内（2時間以内）で行ってください。時間厳守でお願いします。時間超過は厳禁です。
- 動物の死骸を持ち出すことはできません。

<問い合わせ先>

福島県保健社会部食品生活衛生課

電話 024-521-7242

平成23年5月13日

環境省自然環境局・福島県保健福祉部からのお知らせ

警戒区域内へ一時立入りをご希望される住民の皆様へ

住民の皆様の一時立入りにあわせて、
行政（環境省・福島県）による警戒区域内の
ペット（犬・猫）の保護・収容を行います。

5月10日から警戒区域への住民の皆様の一時立入りが始まり
ましたが、この一時立入りに伴い、行政（環境省・福島県）
によるペットの保護、収容を行うこととしています。

つきましては、皆様方のペットの保護・収容がスムーズに行
えるよう、「一時立入り受付センター」にご連絡した際には、
飼育されているペットの情報もお知らせください。

一時立入り受付センター 0120-208-066

* お知らせいただきたいペットの情報 *

・ 犬・猫の飼育している数

・ 避難した時の状態 { 室内、屋外でつながれていた } など
屋外ではなされている

裏面もご覧ください



！ 一時立入りされる方が直接ペットを持ち出すことはできませんが、皆様方のご協力をいただければ、行政側で保護した上で、お預かりすることを予定しています。

〇〇〇一時立入りの際にご協力いただくこと〇〇〇

- (1) 犬については首輪にリード（引き綱）又は鎖を付け、玄関先、又は庭先などの人目につきやすいところに繫（つな）いで、餌を与えておいてください。
- (2) 猫の場合はキャリーバッグ、又は金属製の檻に入れて、犬と同様に屋外の人目につきやすいところに置き、餌を与えておいてください。
- (3) 一時立入終了後、中継地点まで戻られましたら、犬・猫の保護状況について、その場で聞き取りを行いますので、ご協力を御願います。
- (4) これらの保護情報を基に、行政では、動物を保護して20km圏外の安全な場所でお預かりし、後日、皆様が引き取ることができる時まで飼育・管理をいたします。

※つなぎとめに必要な首輪等の資材は、可能な限り飼い主様自身でご用意ください
ご用意することが難しい方には、当日、中継基地にて配布いたします。

※事情により、引き取ることができない場合には、行政側で保護・回収した上で、新しく飼ってくださる方を探して譲渡しますので、ご協力をお願いいたします。

☆ 次のことは必ず守ってください

- 今回対象となる動物は、犬と猫に限ります。
- 作業は立入りに認められた制限時間内（2時間以内）で行ってください。
時間厳守でお願いします。時間超過は厳禁です。
- 動物の死骸を持ち出すことはできません。

<問い合わせ先>

福島県保健福祉部食品生活衛生課

電話 024-521-7242（直通）

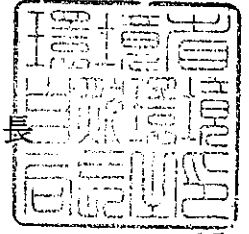


環自総発第110513001号

平成23年5月13日

各〔都道府県知事
政令市長
中核市長〕殿

環境省 自然環境局長



福島第一原子力発電所から半径20km圏内に設定された警戒区域への住民の一時立入りに
に伴い実施するペット（犬・猫に限る。以下同じ。）の保護活動に係る人材派遣等への協力
依頼について

東日本大震災につきましては心からお見舞い申し上げますとともに、被災地域からの被
災者の受け入れなど被災地域への支援におかれましてもご尽力いただき、お礼申し上げま
す。

また、日頃より動物愛護管理行政の推進につきましても、ご理解ご協力いただきお礼申
し上げます。

さて、福島第一原子力発電所から半径20km圏内が警戒区域に設定されましたが、5月10
日から警戒区域への住民の一時立入りが始まり、この一時立入りに伴って福島県や環境省
が中心となって、ペットの保護、回収を行っています。具体的には、飼い主が自宅敷地内
に保護、けい留したペットの回収及び放置されたペットの保護、捕獲等を実施します。

今後、住民の一時立入りが本格化した場合、原子力災害特別措置法第26条第1項第2号
の規定に基づき現在環境省や福島県が行っているペットの保護活動に係る人材が大幅に不
足すること、特に、現地でペットを捕獲する専門の方々の不足が想定され、その方々を確
保することが緊急の課題となっています。

このペットの捕獲作業に当たる捕獲員等を確保するため、貴自治体において動物の捕獲
等動物の扱いに習熟されている方々の派遣等につきまして特段のご配慮をお願い申し上げ
ます。

なお、派遣等にお応え頂ける場合には、お手数ですが、その旨をご連絡いただけますよ
うお願い申し上げます。

<連絡先>

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

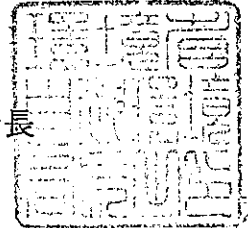
TEL 03-3581-3351 内線6429

環自総発第 110513001 号

平成 23 年 5 月 13 日

(社) 日本獣医師会会長 殿

環境省自然環境局長



福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内に設定された警戒区域への住民の一時立入りに伴い実施するペット（犬・猫に限る。以下同じ。）の保護活動に係る人材確保への協力依頼について

東日本大震災につきましては心からお見舞い申し上げますとともに、被災地への支援についてご尽力いただき、お礼申し上げます。

また、日頃より動物愛護管理行政の推進につきましても、ご理解ご協力いただきお礼申し上げます。

さて、福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内が警戒区域に設定されましたが、5 月 10 日から警戒区域への住民の一時立入りが始まり、この一時立入りに伴って福島県や環境省が中心となって、ペットの保護等を行っています。具体的には、飼い主が自宅敷地内に保護、けい留したペットの救護及び放置されたペットの保護等を実施します。

今後、住民の一時立入りが本格化した場合、原子力災害特別措置法第 26 条第 1 項第 2 号の規定に基づき現在環境省や福島県が行っているペットの保護活動に係る人材が大幅に不足すること、特に、現地でペットを保護等する専門の方々の不足が想定され、その方々を確保することが緊急の課題となっています。

この警戒区域内でペットの保護等に当たる専門の方々を確保するため、貴会におかれましては、各地方獣医師会からの獣医師の推薦等につきまして特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、推薦していただいた方に対しては、当職が委嘱した上で、保険の加入や旅費等の支給を検討していることを申し添えます。

<連絡先>

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

TEL 03-3581-3351 内線 6429